

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、

厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合の推計

研究代表者 山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部教授

研究分担者 百瀬 優 流通経済大学経済学部教授

研究要旨

本研究では、年金局から提供された匿名年金情報を用い、一定期間、厚生年金保険料を納付しながら、障害厚生年金の受給に結びつかないケースの実態を把握した。さらに、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行った。なお、初診日前に厚生年金保険料を納付していたケースに焦点を当てるため、分析対象を「障害基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年である」サンプルとした。

主な知見として、第一に、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が5年以上ある割合は4割前後、10年以上ある割合は2割前後であった。同じく20年以上ある割合は1割弱であった。

第二に、20歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合を「厚生年金保険料納付率」と定義した場合、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料納付率が3分の1以上ある割合は2割、2分の1以上ある割合は1割、3分の2以上ある割合は4～5%であった。

第三に、一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合でも、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級1級で、障害基礎年金のみの受給権者となる確率は相対的に高かった。

第四に、2015年度と比較して、2016年度は有意差を確認できなかったが、2017～2020年度は、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者となる確率が有意に7～11%高かった。

ただし匿名年金情報では、被保険者資格喪失日から初診日までの期間や、初診日時点での厚生年金保険料の納付履歴を把握できないため、本研究の結果解釈には留意が必要である。

A. 研究目的

厚生年金保険から支給される障害厚生年金を受給するためには、初診日に厚生年金保険の被保険者であることが求められる。そのため、過去に厚生年金保険料を納付していても、障害厚生年金の受給に結びつかないケースが存在する。

一般に保険は、保険加入中に発生した保険事故に対して給付を行うことが原則であるため、こうしたケースが存在するのは当然であるとも考えられる。その一方で、私保険とは異なる社会保険においては、被保険者資格喪失後も一定期間内であれば、保険加入中と同様に扱われることが容認されるという考え方もあり得る。そうした事例は、海外の制度においてもみられる。また、厚生年金保険料を長期間にわたって納付してきた者については、その納付実績を評価する形で、被保険者資格喪失後に初診日がある場合についても、障害厚生年金を支給するという考え方もあり得る。

本研究の目的は、こうした考え方に基づいて制度を見直すことの是非を判断するために、厚生年金保険料の納付が障害厚生年金に結びつかないケースの実態を把握することにある。

B. 研究方法

年金局から提供された受給権者に関する「匿名年金情報(2015~2020年度の6時点分)」を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)を抽出した上、厚生年金

保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合を、いくつかの閾値を設定した上で推計した。

さらに、特定の疾患により、年齢や厚生年金保険料の納付状況が同じにも関わらず、障害厚生年金の受給状況が異なるかどうか確認するため、計量経済学的手法を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行った。

なお、厚生年金保険料の納付記録を有する障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)には、初診日前に厚生年金保険料を納付していたケースだけでなく、初診日後のみに厚生年金保険料を納付していたケースも含まれる。本研究では、特に前者のケースに焦点を当てるために、分析の対象を「障害基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年である」サンプルに絞り込んでいる。ただし、この絞り込みをしたとしても、初診日後のみに厚生年金保険料を納付していたサンプルが一部混じる可能性を排除できない。

C. 研究結果

主な研究結果は以下のとおりである。

第一に、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が5年以上ある割合は、障害基礎年

金の受給権発生後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 4 割前後、10 年以上ある割合は 2 割前後であった。同じく 20 年以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生後 1 年以下のサンプルで 7%、2 年以下のサンプルで 9%であった。

第二に、20 歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合である、厚年納付率が 3 分の 1 以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 2 割、2 分の 1 以上ある割合は 1 割、3 分の 2 以上ある割合は 4~5%であった。

第三に、一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権も有する確率は、年齢が 1 歳高くなる毎に 2%前後低く、厚生年金保険料納付月数 1 か月長くなる毎に 0.2%高く、肢体障害と比較して、精神障害、聴力・口腔、眼の障害等で 10~20%高く、障害等級 2 級と比較して、障害等級 1 級で 6~7%低かった。逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級 1 級で障害基礎年金のみの受給権者となる確率が相対的に高かった。

第四に、2015 年度と比較して、2017~2020 年度は、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に 7~11%高かった。2016 年度については 2015 年度との統計的な有意差を確認できなかった。

D. 考察

今回の研究結果から、以下の可能性を指摘できる。

年齢が高くなるにつれ、正規雇用から自営業あるいは非正規雇用への就業形態の転換または退職により、厚生年金保険の適用から外れるがゆえ、障害厚生年金の受給確率は下がっていく可能性がある。とりわけ、脳血管疾患、中枢神経や脊柱の疾患など、重い障害等級(=障害等級 1 級)となる傷病は、年齢が高いほど発症率が高くなると同時に、厚生年金の適用から外れる確率も高くなるため、冒頭で指摘した初診日の問題で、障害基礎年金しか受給できなくなるリスクは年齢とともに増大していく可能性がある。事実、2015 年度と比較して相対的に 2017 年度以降に障害厚生年金の受給確率が高くなったのは、2016 年 10 月以降の厚生年金の適用拡大により、非正規雇用として働く多くの高齢者が厚生年金の適用対象となったことと関係している可能性を指摘できる。この可能性をより厳密に検証することは、本稿の残された課題である。

E. 結論

本研究の結果に基づけば、受給権発生後 1 年ないしは 2 年の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)であっても、厚生年金保険料の納付記録を有する者が少なくない。10 年以上あるいは 20 年以上の長期の納付記

録を有する者も、2割前後あるいは1割弱存在すると推測される。

このようなケースを減らすには、厚生年金保険の更なる適用拡大が有効であると考えられる。もっとも、本研究だけでは、障害厚生年金の被保険者要件(初診日要件)を見直すことの是非を判断することはできない。しかし、過去に厚生年金保険料を納付していても、障害厚生年金の受給に結びつかないケースが少なくないという推計結果に基づけば、被保険者要件(初診日要件)について、それを柔軟化する方向での見直しを検討する余地はあるものと考えられる。

ただし、匿名年金情報では、各受給権者が受給権を有する年金の種類、受給権発生日、厚生年金保険料の納付期間などは確認できるが、初診日、厚生年金保険の被保険者資格取得日や資格喪失日を確認することができない。そのため、被保険者資格喪失日から初診日までの期間や、初診日時点での厚生年金保険料の納付期間を把握することはできない。把握できるのは、あくまでも、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付期間を有する者がどのくらい存在するのか、また、その納付期間の月数がどのくらいなのかだけである。この点について結果解釈の際には留意が必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし